

川島町農業委員会 11月定例会 会議録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月) 午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 17名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

1番 横田 正雄

2番 小高 春雄

3番 宇津木 忠明

5番 染谷 和廣(欠席)

6番 稲毛 茂作

7番 遠山 いづみ

9番 木村 悟

10番 山崎 清

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区

三保谷地区 鈴木 健

松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄

八ツ保地区 福島 和利

木村 淳一

小見野地区 杉山 進

永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

(4) 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定承認の件

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 石黒 浩基

書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (6番 稲毛委員、7番 遠山委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 11月18日に「川島町総合振興計画審議会」の第1回会議が開催され、横川職務代理とともに出席し、同日中山地区の話し合いの場へ参加した旨の報告をした。
議長	日程第4「報告」 報告第1「専決事項報告の件」について、事務局から朗読・説明を求めます。

事務局	「専決事項報告の件」について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし)
議長	報告第2「県許可等の状況」について、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「県許可等の状況」について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし、次の日程に移る)
議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号番号1から4について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
横田委員	番号1について補足説明を行った。
横川委員	番号2から4について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)
議長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局	議案第 2 号番号 1 について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
山崎委員	番号 1 について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)
事務局	議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第 3 号番号 1 から 4 について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
横田委員	番号 1, 2 について補足説明を行った。
山崎委員	番号 3, 4 について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
山崎委員	番号 1 について、所有権移転と賃借権設定どちらになりますか。
事務局	所有権移転になります。
	質疑終結
議長	議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局	「農用地利用集積計画（案）の決定承認の件」について説明を行った。
議長	事務局の朗読・説明が終わりましたので、質疑を受けます。
山崎委員	今回が最後の農業経営基盤強化促進法の利用権設定になりますか。また、利用権設定廃止になった経緯を教えてください。
事務局	定例での利用権の設定は最後になりますが、臨時で設定することは2月まで可能です。また、利用権廃止の経緯ですが、全国的には農地中間管理事業が進んでおらず、通常の利用権設定が邪魔をしているのではないかというのが、国の考え方であり、廃止の理由となります。
山崎委員	農地中間管理機構に受け入れてもらえない農地もありますか。
事務局	三角地等、集積集約しにくい農地については、農地中間管理機構では受けにくいです。国としては、農地中間管理事業に移行してほしいということが制度の目的ですが、現状では農地中間管理事業を希望しない方も多いことから、集積計画の契約期間を延ばせる最後の機会ということで、今回周知を行いました。また、最終的な締切りについてですが、地域計画が策定される前、2月の定例会にかけて策定となるため、2月前半までにまとまった利用権については、設定が間に合います。
稲毛委員	耕作放棄地になったらどうするのか。
事務局	相談を受けながら対応していきます。
	質疑終結

議長	日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。
事務局	① 新年会の開催について
議長	事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)
議長	以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。 (農地利用最適化推進委員 退出)
議長	再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。 (質疑なし)
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	番号2について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	番号3について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	番号4について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)

議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1から4の申請については、「許可」とすることに決定しました。
議長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可相当」とすることに決定しました。
議長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	番号2について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	番号3について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	番号4について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1から4の申請については、「許可相当」とすることに決定しました。

議長	議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定承認の件」については、原案どおり「承認」することとしたいと思いますが、異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定承認の件」については、原案どおり「承認」することに決定しました。
議長	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和6年11月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議長 利根川 洋光

6番 稲毛委員 稲 毛 茂 作

7番 遠山委員 遠 山 いづみ